

インストラクター養成 100 時間コース申込書

名前	フリガナ	ローマ字(修了証に記載します。例：SATO HANAKO)		
	漢字			
現住所	フリガナ			
	〒 -			
電話	自宅： - -	携帯： - -	FAX： - -	
Email アドレス				
生年月日	西暦	年	月	日 満 () 歳
緊急連絡先	フリガナ			
	〒			
	氏名	フリガナ	続柄	
			電話	- -
職業	会社員 / 学生 / アルバイト / 無職 / 主婦 / その他 ()			
FIRSTSHIP を知ったきっかけ				
お申込みコース	FIRSTSHIP インストラクター養成 100 時間コース			
入校予定日	年	月	日	受講期間 9ヶ月
卒業予定日	年	月	日	主要スタジオ 大宮・新宿・渋谷・横浜・大阪・福岡
主な通学曜日/時間 10:00-22:00				
お支払い方法	振込 / 現金 / ローン利用			

ご確認いただきましたら□に (☑) を入れてください。

私は本書裏面の参加条件書をよく読み、その条件書に同意した上で、プログラムへの参加を申し込みます。

申込日 年 月 日

本人署名 _____ (印)

スタジオなどでヨガをした経験はありますか？	期間	頻度
スクールや独学でヨガを学んだことはありますか？	分野	時間
ケガや病気はありますか？	いいえ ・ はい	ケガや病気名 ()
通学する目的		
卒業後の目標		

重要事項確認

ご確認いただきましたら□に (☑) を入れてください。

- インストラクター養成 100 時間コース申込書にご記入頂き所定のお申込金をお支払い後、弊社にてご入金の確認ができた日が正式な契約日となります。
- お申込金の返金はできませんので、予めご了承ください。
- 早割対象は申込金をお振込みいただいた時点で指定期日以内であった場合、対象となります。
- 契約日以降のプログラムの変更、他プログラムへの申込金の充当はできません。
- 申込書裏面の第 9 条〈申し込み後のキャンセル〉について理解したうえでお申し込みください。
- インターネット接続の回線トラブルや環境につきましては、弊社側で補償することができません。予めご了承ください。必ずご自身でオンラインに適した受講環境を整えてください。
- オンライン受講に使用するテレビ会議システムは変更になる可能性があります。予めご了承ください。
- 本申込書のコピーを取って必ずご自身で保管してください。

【受講料】

プログラム名	プログラム費用
FIRSTSHIP インストラクター養成 100 時間コース 前半 100 時間 (ベーシック、アドバンス、アーユルヴェーダ、プラナヤマ&メディテーション、ヨガレッスン)	定価 ¥ 306,000
【早割】割引適用 (¥-8,680)	申込金： ¥ 50,000 (税込) (プログラム費用の一部金)
割引適用期間: WEB 申込後 1 週間以内の申込金入金で適用 適用期間以降は定価になります (¥ 306,000)	残 金： ¥ 247,320 (税込) (プログラム費用残金)
合計金額 (総額)	¥ 297,320 (税込)

FIRSTSHIP 指定口座

- * 参加お申込者名とお振込み者名が異なる場合は、あらかじめご連絡をお願い致します。
- * 振り込み手数料はお客様負担となります。ご了承ください。

【銀行振込先】

三井住友銀行 青山支店
普通 7309866
株式会社 LAVA International

受講条件書（国内通学）

第 1 条 <適用範囲>

株式会社 LAVA International ((FIRSTSHIP))がお客様との間で締結するプログラムに関する契約は、この条件書の定めるところによります。

第 2 条 <契約の申込と成立>

受講者が当社に対し本契約の申込をする場合は、受講者は当社の指定する国内通学スクール申込書に必要な事項を記入して提出し、指定の期日までに所定の申込金のご入金が完了した時点で、本契約が成立します。

第 3 条 <会員登録期間>

当社の会員登録期間は、契約日から国内通学スクール申込書に基づく受講期間中有効となります。

第 4 条 <拒否事由>

当社は、この約款に基づくプログラムの申込があったときにおいて、次に定める事由のいずれかが認められるときは、申込をお断りする場合があります。

1. 受講者が未成年である場合、プログラム契約の申込について親権者等の同意がないとき。
2. 定員の受け入れ可能枠や手続き期間に余裕がないなど、客観的に受講が認められる可能性がないことが明らかとなき。
3. 過去又は現在の心身の健康状態がプログラムへの受講にあたり不適切であると当社が認めたとき。
4. 受講者の安全を確保できない、あるいはプログラム実施に障害があると判断したとき。
5. その他当社が不適当と認めたとき。

第 5 条 <プログラム費用>

1. 当社の定めるプログラム費用とは、プログラムにかかる費用や当社が提供する情報、サービスを含めたパッケージ費用です。
2. 受講者は、当社が別途定める各種プログラム費用、その他プログラム費用に含まれない費用（以下「その他費用」という）をお支払い頂きます。

また、お申込時に支払われたお申込金は、プログラム費用の全額または一部に充当いたします。

プログラム費用に含まれる費用は、当社作成の概算見積もり、お申込書、またはプログラム資料に明記しております。

第 6 条 <プログラム費用等の支払方法>

プログラム費用等の支払は、入校日(お申込みいただいたプログラムの受講初日を言います。)の前日(当該日が金融機関休業日である場合は、その前日)までに、当社指定の口座への振込によりお支払いください。ただし、お支払期日またはお支払方法について別途当社から指定があった場合はそちらに従いお支払いください。お支払いの際の振込手数料その他の費用は、受講者負担とします。

第 7 条 <支払遅延時の扱い>

1. プログラム費用を前金に従いお支払いいただけなかった場合は、入校手続を中断させていただきます。この場合、別途当社からの指定によりお支払いの完了が確認できた時点で、入校手続を再開いたします。ただし、入校日が変更となることがあります。

2. 前項の中断が 6 か月に及んだ場合は、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、本契約が受講者の都合によりキャンセルされたものとみなします。

第 8 条 <変更に関する手数料>

1. 当社は、受講者の希望する変更事項に可能な限り協力いたしますが、希望通り変更できることを保証するものではありません。
2. 契約内容の変更によって生ずるプログラム費用およびその他の費用の増加がある場合は、変更手続後に差額をご請求いたします。
3. 契約内容の変更によって生ずるプログラム費用およびその他の費用の減少がある場合は、変更手続後に当社規定および提携期間等のキャンセル規定に準じて精算を行い、残金を返金いたします。

4. 申込後の変更を希望される場合は、変更に関する手続および費用の支払は、受講者の責任と負担により行っていただきます。ただし、お申込金およびプログラム費用その他の費用の返金は、前項の場合を除き行いません。

第 9 条 <申込後のキャンセル>

本契約成立後、受講者をご自身の都合で本契約をキャンセルされる場合は、支払方法を問わずすでに当社へお支払いいただいたお申込金およびプログラム費用その他の費用は返金いたしません。ただし、ローン契約に伴う審査により本契約をキャンセルすることとなった場合を含みます。

キャンセル日	キャンセル料
申込日(お申込金のご入金日)から入校日前日まで	お申込金全額
入校日(通学開始日)以降	プログラム費用全額

第 10 条(契約の解除)

当社は以下の場合、受講者に対し本契約を解除することができます。

1. 受講者の事情により、本プログラムへの受講を取りやめた場合。
2. 受講者が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ、日本国の法令に違反する行為をなし、当社において本プログラムの目的・趣旨に照らして受講者のプログラムへの受講が不適当であると判断した場合。
3. 受講者が当社に対し、所定の期日までに必要な費用の支払いを完了しなかった場合。
4. 受講者が所定の期日までに必要な書類の提出がなされない場合。
5. 受講者が正当な理由なく、入学式を実施する上で必要な当社の指示に従わない等、本契約を履行するのに困難な事情がある場合。
6. 受講者が当社に提出した申込者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明した場合。
7. その他当社がやむを得ない事由があると認めた場合。

第 11 条 <損害賠償義務>

受講者が故意または過失により当社または第三者に損害を与えた場合は、ただちに当社または当該第三者に対し損害の賠償を行うものとします。ただし、当社が当該賠償を代位して行った場合は、当社が当該受講者に対する求償権を有するものとします。

第 12 条 <通学期間>

1. 国内通学スクールの通学期間は、入校日から国内通学スクール申込書に基づく受講期間満了時までとします。
2. 怪我、病気、妊娠その他の事由により第三者機関により1ヶ月以上通学が不可能と証明され、それを当社が認めた場合は、通学不可である期間が明記された第三者機関の証明書を提出することにより、最長 24 か月間の通学期間延長を認めるものとします。また、休学開始前日までに当社が指定する休学届に必要な事項を記載の上、提出が必要です。休学手続き前の期間を休学期間とし通学期間を延長することはありません。ティーチング受講開始後の休学はできません。
3. 当社が提供する海外での3ガアライアンス認定プログラムまたはインストラクター養成プログラムに受講する場合は、その期間と同等の通学期間延長を認めるものとします。
4. 通学開始日は、契約日から起算して、1年以内が最長です。1年を超えて通学開始する場合、再度入学手続き、申込金のお振込みが必要となります。

第 13 条 <責任範囲>

1. 当社は、本条件書に定めのない一切の事項について、なんら提供または保証の責を負いません。当社が提供するプログラムに関連して第三者が提供する就業、交通、宿泊その他のサービスがあった場合は、それらサービスは当社とは独立に提供されるものであり、当社はその提供について関与しないことに、受講者はあらかじめ同意するものとします。
2. 国内通学スクールが資格取得を目標とするものであっても、実際の取得可否は所定の試験、認定その他の手続に従うものであり、資格取得が保証されるものではないことに、受講者はあらかじめ同意するものとします。

第 14 条 <免責事項>

1. 当社は、本契約事項に明記された義務を当社の故意または過失に基づき履行せず、直接受講者に損害を与えた場合のみ法律上の責任を負担します。従って、以下に定める事項について当社は一切その責を負いません
- ①受講者からの必要書類が、予め指定した期日までに提出されない場合の通学開始日の遅延
- ②ハイジャック、事故、交通機関の遅延等による受講者の損害
- ③天変地異、政変、紛争、テロ、ストライキ等の不可抗力によって発生した受講者の損害
- ④受講者が法律、規則を守らず受講者が損害を受けた場合の賠償
- ⑤受講者の意思により、プログラム受講を取りやめた場合にかかる費用返金等の責任
- ⑥当社はプログラム費の支払に関し、提携先金融ローンの紹介や申込手続き代行を行う事がありますが、それらは他当該ローン会社と受講者との間の法律関係であり、当社は資格審査の結果によるローンの可否や債務保証、その他当該ローン会社と受講者との間の法律関係について、何らの責任も負いません。
- ⑦入学後は受講者個人の責任において行動していただき、当社はいかなる事故やトラブルに対しても一切の責任を負いません。

2. 受講者の故意・過失、法令・公序良俗当社規則などに違反した行為により生じた責任・損害等はすべて受講者個人の負担となります。またそれらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社は受講者からの損害賠償を申し受けず。
3. 万一、紛失、盗難、破損等の事故が生じても、当社では一切責任を負いません。施設内等での忘れ物や紛失等につきましては一切の責任を負いかねますので、貴重品や所持品は必ずご自身の責任で管理をお願いいたします。なお、忘れ物は、3 か月間保管いたしますが、保管期限が経過したのものについては処分させていただきますので、予めご了承ください。

第 15 条(個人情報の取り扱いについて)

受講者からお預かりする個人情報については、以下の通りお取り扱いいたします。

1. 個人情報の収集
お預かりした個人情報は、受講者のご注文された商品や情報のお届け、会員制サービスの登録者か否かの確認、受講者が申し込まれたサービスなどをご提供する際の確認やご案内、受講者への情報提供および受講者との連絡などに利用させていただき、それ以外の目的で使用することはございません。
2. 情報提供の任意性
個人情報を提供するかどうかにつきましては、ご自身でご判断をお願いします。
ただし、必要な情報をご提供いただけなかった場合には、当社のサービスを受けられませんので、予めご了承いただけますようお願いいたします。
3. 個人情報の預託
お預かりした個人情報を業務委託のために外部の業者に預託を行う場合があります。
その場合には、個人情報の保護についての機密保持契約を締結するなど、必要な処理を実施するようにいたします。
4. 個人情報の提供
当社ではお預かりした個人情報を、法令に基づき開示を求められた場合を除き、原則として受講者の許可なく第三者に提供することはありません。
5. 個人情報の確認、訂正、削除について
受講者から個人情報に関する情報の確認、訂正または削除のご依頼があった場合には、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応させていただきます。その際に下記の窓口まで、文書もしくは E-Mail で申し出いただけますようお願いいたします。

【個人情報に関する管理部署および問合せ先】

〒107-0061
東京都港区北青山 1-2-3 青山ビル 9F
株式会社 LAVA International 個人情報相談窓口
Tel:0570-00-4515
email:privacy@yoga-lava.com

第 16 条(契約内容・約款の変更)

本契約および約款は、事情により予告なしに変更されることがあります。

ただし、変更があった場合は速やかに通知を行います。

第 17 条<準拠法>

本約款は日本国の法令に従い解釈するものとします。

第 18 条<裁判管轄>

契約に関する紛争の解決は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条 <効力発生日>

本条件書の内容は、2013 年 2 月 1 日以降に締結される契約に適用されます。

株式会社 LAVA International
FIRSTSHIP
〒107-0061
東京都港区北青山 1-2-3
青山ビル 9F

制定日：2013 年 2 月 1 日
改訂日：2019 年 10 月 1 日